

各事務・事業費の整理

(全員賛成で可決)

12月
定例会

平成28年12月定例会は、2日から9日までの8日間の会期で開きました。

町長から提出された案件は

工事案2件、協議案1件、指定案1件、条例案11件、予算案5件、和解及び損害賠償の額の決定、すべてを原案のとおり可決しました。

一般質問には6議員8項目の質問があり、議員提出議案1件を審議しました。

臨時福祉給付金事業
1億2,387万円増額

平成26年4月の消費税率引上げによる影響を緩和するため、低所得者に対する給付する臨時の措置。国の経済対策の一環として、平成29年4月～平成31年9月までの2年半分の給付額を括して給付。給付対象者は市町村民税均等割が課税されていない者で、給付額は一人につき1万5千円。

障害児施設給付費
1,903万円増額

身体・知的などに障がいのある児

童が「児童発達支援」、「放課後等デイサービス」等の障がい児通所サービスを受ける場合に費用の扶助を行う。

前年度より利用者数及び利用回数が増えていることによる増額。特に「放課後等デイサービス」の利用者が増えている。

空とぶくじら幼稚園・チムーネーズENGLISHスクール等の入所児童区分(幼稚園部・保育園部)変更及び入所児童数の増加に伴い、実績見込額に基づく経費を増額。

認定こども園施設型給付費負担金
1,266万円増額

宇美タンボ保育園運営
負担金 336万円増額

未満児クラスの入所児童数の増加に伴い、実績・見込額に基づく経費を増額。



原田保育園クリスマス会



柳原保育園クリスマス会

まちづくりアンケート調査
業務委託料

障害者自立支援給付費
▲1,148万円

▲1,800万円

町立保育園給食材料購入費
▲497万円

▲322万円

保育士派遣業務委託料
宇美八幡宮保育園運営
負担金

延長保育事業費補助金
▲426万円

▲587万円



ひばりが丘入口修繕工事

道路改良工事請負費
1千万円増額

町道井野→吉原線と町道柳原→大名坂線の舗装修繕工事の事業範囲を延伸したことによる増額。

平成28年度一般会計補正予算(第3号) 1億2,180万円増額し総額120億239万円

工事請負契約の変更

協議

主な条例

宇美東小学校校舎棟改修工事の請負契約額の変更

請負契約額

変更前

2億 74万3,920円

変更後

2億400万6,600円

外壁改修箇所の増加。

(賛成10..反対1で可決)

井野小学校体育館改修工事の請負契約額の変更

請負契約額

変更前

5,713万2,000円

変更後

5,742万 360円

外壁改修箇所の増加。

(賛成10..反対1で可決)

Q 設計の段階で改修箇所を見つけることはできなかつたのか。

A 高所作業車などを利用し、目視と一部打診による調査を行つた。目標所もあり、改修箇所が結果的に増加した。

反対討論

指定管理者制度そのものに反対。施設は町が直接管理すべき。

(全員賛成で可決)

議員発議

地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書提出

地方議会議員の厚生年金制度加入のための法整備を求める。

(全員賛成で可決)

北筑昇華苑組合の共同処理する事務の変更及び組合規約の一部変更に関する協議

平成29年4月1日から新宮町相島地区を事務の共同処理区域とする。

(全員賛成で可決)

町税条例及び町税条例等の一部を改正する条例の一部改正

町税等に係る延滞金の計算において控除期間を設定することなどについて改正。

(賛成9..反対2で可決)

指定管理者の指定

宇美町働く婦人の家(しょくすうみのまち)の指定管理者を指定

指定管理者

社会福祉法人

宇美町社会福祉協議会

指定期間

平成29年4月1日から

平成32年3月31日まで

(賛成10..反対1で可決)

宇美町健康福祉センター条例の一部改正

ボランティア・町民活動支援センターを宇美町働く婦人の家(しょくすうみのまち)へ、宇美町子育て支援センターを宇美町健康福祉センターへ移設することに伴い、宇美町健康福祉センター条例における実施事業及び管理運営について改正。

(全員賛成で可決)

宇美町はり・きゅう費支給条例を廃止する条例

利用者の減少及び町内施術者の廃業等に鑑み、平成29年4月1日に条例を廃止。

(賛成9..反対2で可決)

反対討論 提案理由に納得がない。利用者が減ったから切り捨ててもいいのか。将来のためにも制度は残すべき。

(賛成10..反対1で可決)

宇美町下水道条例の一部改正

汚水排水量が0mの場合、基本使用料を970円から480円へ改正。

(全員賛成で可決)

施行され、高齢者に対し、はり・きゅう施術費の一部を支給することにより、高齢者の健康管理と福祉向上に寄与、また、視覚障がい者が開業する、はり・きゅう院の経営助成と自立支援が制定時の目的であった。

利用者の激減、視覚障がい施術業者の廃業でやむを得ない。

(賛成10..反対1で可決)